

証券番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

感染予防費用担保特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が下表に掲げる事故(*1)を直接の原因として負担した費用に対して、この特約および普通約款(*2)第5章基本条項の規定に従い感染予防費用保険金を支払います。

①	接触感染
②	院内感染

(*1) 以下この特約において「事故」といいます。

(*2) こども総合保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
①	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*1)の病原体に予期せず接触(*2)することをいいます。
②	臨床実習	病院等(*3)で行う実習をいいます。
③	院内感染	臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延(*4)した場合に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染(*5)したことをいいます。
④	感染症予防措置	感染症の病原体への感染または感染症の発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 接触のおそれのある場合を含みます。

(*3) 病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 蔓延するおそれのある場合を含みます。

(*5) 感染のおそれのある場合を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって発生した事故による費用に対しては、感染予防費用保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意または重大な過失
②	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③	被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤等の使用
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(*2)
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性
⑦	④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*3) 使用済燃料を含みます。
- (*4) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）の費用とは、事故の発生日を含めて1年以内に行った感染症予防措置のために被保険者が負担した費用(*1)をいいます。ただし、公的医療保険制度の給付(*2)がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- (*1) 被保険者の感染症予防措置に社会通念上必要かつ有益であると認められる費用を含み、感染または発症した感染症を治療するための費用は除きます。
- (*2) 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付である、いわゆる附加給付を含みます。

第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき感染予防費用保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の感染予防費用保険金額をもって限度とします。

第6条（被保険者による特約の解除請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(*1)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(*1)を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第7条（保険料の返還—解除の場合）

第6条（被保険者による特約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの特約(*1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し普通約款別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその差額を保険契約者に返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が、第4条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を感染予防費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	第4条の費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

- (*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき感染予防費用保険金または共済金の額をいいます。

第9条（事故の通知）

- (1) 事故が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、事故発生状況、感染症予防措置の内容および経過等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者は、他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、(1)または(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

①	感染症予防措置が終了した日
②	感染症予防措置が事故の発生の日からその日を含めて1年を超えて継続した場合は、事故の発生の日からその日を含めて1年経過した日

- (2) 感染症予防措置が1か月以上継続する場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、感染症予防措置の期間が1か月に達した時ごとに発生し、これを行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者が感染予防費用保険金の支払を請求する場合には、(4)に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- (4) 当社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	当社の定める保険金請求書
②	保険証券
③	当社の定める事故報告書
④	事故の発生した病院等の事故証明書
⑤	事故の発生の日からその日を含めて1年以内に感染症予防措置を実施したことを証明する医師の証明書
⑥	第4条（費用の範囲）の費用について、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
⑦	被保険者の印鑑証明書
⑧	当社が被保険者の感染症予防措置の内容等について病院等または医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑨	感染予防費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑩	その他当社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くこと

	のできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
--	---------------------------------------------

- (5) 被保険者に感染予防費用保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、感染予防費用保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として感染予防費用保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に感染予防費用保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に感染予防費用保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの感染予防費用保険金の請求に対して、当社が感染予防費用保険金を支払った後に、重複して感染予防費用保険金の請求を受けたとしても、当社は、感染予防費用保険金を支払いません。

- (7) 当社は、事故および感染症予防措置の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(4)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(4)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて感染予防費用保険金を支払います。

(*1) 普通約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、感染症予防措置の発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、事故と感染症予防措置の関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権そのほかの債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のた

	めの調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第10条（保険金の請求）(3)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条（普通約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第5章基本条項第15条（事故の通知）
②	第5章第16条（保険金の請求）
③	第5章第17条（保険金の支払時期）

第13条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5章基本条項第2条（告知義務）(3)の表の③	傷害、損失または損害の原因となった事故が発生する前に	事故が発生する前に
②	第5章第2条(4)	傷害、損失または損害の原因となる事故が発生した後に	事故が発生した後に
③	第5章第2条(5)	傷害、損失または損害	費用
④	第5章第8条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害、損失または損害	費用
⑤	第5章第8条(3)	傷害(*3)、損失または損害	費用(*3)
⑥	第5章第8条の(*3)	その被保険者に生じた傷害	その被保険者の負担した費用
⑦	第5章第18条（時効）	第16条（保険金の請求）(1)	この特約第10条（保険金の請求）(1)
⑧	第5章第19条（代位）	損失または損害	費用

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

第15条（告知義務に関する規定の追加）

この特約について、告知義務違反の事由(*1)に該当した保険契約の支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて□年を経過した場合に、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払事由がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったときには、普通約款第5章基本条項第2条（告知義務）(2)の規定を適用しません。なお、この規定は、告知義務違反の事由に該当する都度それぞれ独立して適用します。

- (*1) 告知義務違反の事由とは、普通約款第5章第2条(2)に規定する、この保険契約を解除することができる事由をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) この保険契約の支払条件について、当会社の保険責任が加重された場合は、加重後の支払責任の開始する日とします。